第二百四十六条に次の四項を加える。

7　令第百二十五条第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。

8　令第百二十五条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行った年月日及び期間、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。

9　令第百二十五条第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、報酬、管理の委託又は受託を行った相手方の名称、管理の委託又は受託を行った年月日及び期間、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。

10　令第百二十五条第三項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該公共施設等運営権に係る公共施設等の所在、地番、運営等の内容、公共施設等の管理者等その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項とする。

第二百五十二条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　再生可能エネルギー発電設備

四　公共施設等運営権

第二百五十三条第三項第一号中「又は地上権」を「、地上権、再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権」に改める。

第二百五十五条第一項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　再生可能エネルギー発電設備保管明細簿

四　公共施設等運営権保管明細簿

第二百六十八条の表第三号の項中「必要な事項」の下に「、取引の対象が再生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号において「投信法施行令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この号において同じ。）である場合にあっては当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項、取引の対象が公共施設等運営権（投信法施行令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）である場合にあっては当該公共施設等運営権に係る公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この号において同じ。）の所在、地番、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）の内容、公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。）その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項」を加え、「又は商品投資等取引（投信法施行令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。）に係る権利、再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権」に改める。

別表第一不動産の収益状況明細表の項の次に次のように加える。

再生可能エネルギー発電設備の収益状況明細表	賃貸事業収入、賃貸事業費用（公租公課、諸経費、減価償却費）、賃貸事業損益	再生可能エネルギー発電設備ごとに過去五期分について作成すること。 公租公課には、固定資産税等を記載すること。 諸経費には、水道光熱費、修繕費等を記載すること。
公共施設等運営権の収益状況明細表	公共施設等の運営事業収入、運営事業費用（公租公課、業務委託費、諸経費、減価償却費）、運営事業損益	公共施設等運営権ごとに過去五期分について作成すること。 公共施設等の運営事業収入には利用料収入等を記載すること。 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。 運営事業費用に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条に規定する費用が含まれる場合には、金額及びその内訳を欄外に記載すること。

別表第三不動産保管明細簿の項の次に次のように加える。

再生可能エネルギー発電設備保管明細簿	受入年月日、受入元、受入原因、出庫先、出庫年月日、出庫原因、再生可能エネルギー発電設備の所在地、設備の区分等、数量又は金額、減価償却累計額、残高	受入元及び出庫先は、取引の相手方を記載すること。 受入原因及び出庫原因は、売買等当該取引の発生原因を記載すること。	複数の投資法人の資産保管会社となっている場合には、投資法人ごとに作成すること。
公共施設等運営権保管明細簿	受入年月日、受入元、受入原因、出庫先、出庫原因、出庫年月日、公共施設等運営権の数量又は金額、減価償却累計額、残高、公共施設等運営権に係る公共施設等の所在地、種類	受入元及び出庫先は、取引の相手方を記載すること。 受入原因及び出庫原因は、売買等当該取引の発生原因を記載すること。	複数の投資法人の資産保管会社となっている場合には、投資法人ごとに作成すること。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第二条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「不動産売却損益」の下に「、再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施設等運営権の売却損益、公共施設等の運営事業収入、公共施設等の運営事業費用」を加える。